

宮城県公報

行 県 訂
宮 (総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区宮本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定期間内に障害者

宮城県知事 村井嘉浩

ページ

○宮城県告示第五百二十四号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があつたので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十七年五月八日

宮城県知事 村井嘉浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	就労継続支援B	就労継続支援B	社会福祉法人セントラル事業協会	設置者名	指定年月日
○四一二〇七〇〇二六九	宮城県名取市亘理郡亘理町逢隈高屋字倉東六十六一丁目二番十四号	名取市亘理郡亘理町逢隈高屋字倉東六十六一丁目八番三十市増田一	就労継続支援B	就労継続支援B	セントラル事業協会	平成二十七年五月一日	平成二十七年五月一日

○宮城県告示第五百一十五号
土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条第十六項の規定により、遠田郡田尻町大貫名取市亘理郡亘理町逢隈高屋字倉東六十六一丁目二番十四号

土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があつた。

平成二十七年五月八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 増子友一

一 就任した者

就任年月日

氏名

住 所

平成二十七年四月一日 千葉富男

平成二十七年四月一日 酒井優一

平成二十七年四月一日 大崎市田尻大貫字立田目木四十五番地

平成二十七年四月一日 大崎市田尻大貫字境十七番地

平成二十七年四月一日 大崎市田尻大貫字上屋敷四十七番地

平成二十七年四月一日 大崎市田尻大貫字立田目木四十五番地

平成二十七年四月一日 大崎市田尻大貫字境十七番地

平成二十七年四月一日 大崎市田尻大貫字上屋敷四十七番地

- 宮城県告示第五百二十三号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十七年五月八日

宮城県知事 村井嘉浩

平成二十七年四月一日	遠藤毅一	大崎市田尻大貫字新田ノ目十八番地
平成二十七年四月一日	石澤健一	大崎市田尻大貫字上長根三十四番地
平成二十七年四月一日	高橋博身	大崎市田尻大貫字曲田三十一番地
平成二十七年四月一日	高橋俊一	大崎市田尻大貫字上屋敷九番地

二 退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十七年三月三十一日	千葉富男	大崎市田尻大貫字境十七番地	
平成二十七年三月三十一日	酒井優一	大崎市田尻大貫字立田目木四十五番地	
平成二十七年三月三十一日	相沢栄夫	大崎市田尻大貫字上屋敷四十七番地	
平成二十七年三月三十一日	遠藤毅一	大崎市田尻大貫字新田ノ目十八番地	
平成二十七年三月三十一日	石澤健一	大崎市田尻大貫字上長根三十四番地	
平成二十七年三月三十一日	高橋博身	大崎市田尻大貫字曲田三十一番地	
平成二十七年三月三十一日	高橋俊一	大崎市田尻大貫字上屋敷九番地	

公 告

宮城県仙台地方振興事務所

所長 宮崎博之

○宮城県告示第五百二十六号

大和町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第一項の規定により、平成二十七年四月二十四日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年五月八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十七年五月八日

宮城県知事 村井嘉浩

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 大崎合同庁舎清掃業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県総務部管財課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十七年三月五日

四 落札者の氏名又は名称及び所在地 ブイファッシュジョン仙台株式会社 宮城県仙台市宮城野区原町五丁目八番四十七号

五 落札金額 三千二十四万円（消費税及び地方消費税の額を含む）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行つた日 平成二十七年一月十六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年五月八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 県庁舎等清掃業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県総務部管財課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十七年三月五日

四 落札者の氏名又は名称及び所在地 株式会社清建 宮城県登米市迫町佐沼字南駒木袋二百十二番地の三

五 落札金額 二億五百二十万円（消費税及び地方消費税の額を含む）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行つた日 平成二十七年一月十六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十七年五月八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 入札に付する事項

1 調達案件 新農業制度資金事務電算処理システム開発業務

- 2 数量 一式
- 3 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 4 履行期間 契約締結の日から平成二十九年三月二十一日まで
- 5 履行場所 宮城県行政庁舎（宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号）
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 入札に参加する者は、次の要件をすべて満たし、宮城県知事の入札参加資格審査を受けなければならぬ。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七條の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。
 - 3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規程による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなしていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者がその者に係る同法第一百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合には、その者を再生手続開始の申立てをなされなかつた者とみなす。
 - 6 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又はなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例又は関与していると認められるとき）。
 - 7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
 - 8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
 - (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店為は、入札に参加すること。
 - (二) 入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- 又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関連を持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が經營若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
- 9 官公庁と過去五年以内に貸付金に係るシステムの開発又は改修に係る契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。
- 三 入札参加資格申請場所及び提出期限
- 宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局 契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ平成二十七年五月二十一日（金）午後五時までに提出すること。
- 郵送による場合は、書留にて平成二十七年五月二十一日（木）午後五時まで必着のこと。
- 四 入札書の提出場所等
- 1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
- 宮城県農林水産部農林水産経営支援課金融班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一一七五六）

- 2 入札説明書の交付期限
平成二十七年五月十九日（火）まで。
ただし、郵送による交付依頼は平成二十七年五月十八日（月）までに一あて必着のルール。
- 3 一般競争入札参加資格審査
入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、
参加資格の審査を受けなければならない。
- 4 書面による入札書の提出期限
（一）日時 平成二十七年六月十一日（木）午後五時まで
- （二）場所 1に同じ。
- （三）郵送により入札書を提出する場合は、（一）の日時までに配達証明付書留郵便にて到達する。
- ただし、入札書を持参する場合は、（一）の開札の日時まで開札場所へ提出である。
- 5 開札の日時及び場所
（一）日時 平成二十七年六月十一日（金）午前十時三十分（開場午前十時十五分）
（二）場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎十一階一一〇一 会議室
- 5 入札に参加することができる者
1 一二に定める資格を有しない者
2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 6 その他
1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十
八条、第一百十三条及び第一百十四条の規定による。
- 3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に
求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- 4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する
額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする
ので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、
見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行つた入札者
を落札者とする。
- 6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするとの有無 無
- 7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Research and Development Duties of New Computer Processing System for Dispensing Funds for Agricultural Projects (1 set)

2 Period of Supply : From the date of contract until March 21, 2017

3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Government

3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi

- 4 Deadline for Bid : (in person) by June 12, 2015 (Fri), 10:30 am.
(by mail) by June 11, 2015 (Thu), 5:00 pm.

- 5 Location and Time of Bid Selection : Meeting Room 1101, 11th floor of Miyagi Prefectural Government, June 12, 2015 (Fri), 10:30 am.

- 6 Contact Information : Agriculture, Forestry and Fisheries Management Support Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan

Tel.: 022-211-2756
Fax.: 022-211-2759

○都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年五月八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	気仙沼市百目木九十一番二、九十一番三、九十 一番四、百二番三、百二番四の一部、百二番九、 百二番十、百二番十二、百二番十三
---------------------------------	---

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	気仙沼市弁天町二丁目三番十八号
------------------------	-----------------

株式会社三印大島水産

○都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年五月八日

宮城県知事 村井嘉浩

仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二一-二二一-三六二二）一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称黒川郡富谷町大清水一丁目三十一番一、三十一
番二、三十一番五、五十七番の一部、五十八番の
一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市泉区八乙女中央三丁目十番十三号一〇三

株式会社大和トータルハウジング

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会告示第十号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第二項の規定によりなお効力を有するものとされる改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従つて傍聴しなければならない。

平成二十七年五月八日

宮城県教育委員会

委員長 庄子晃子

一日 時 平成二十七年五月十三日 午後二時

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 障害児就学指導審議会委員及び専門委員の人事について

第二号議案 宮城県特別支援教育将来構想審議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対しても行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先